

公立大学法人滋賀県立大学中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

日本は、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進展、また、地球規模では人口増加や環境問題の深刻化など、いまだかつて経験したことのない時代の変革期を迎えている。

このような変革の時代にあって、滋賀県においては、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を大いに活かし、「社会成長」と「経済成長」の2つの成長で未来を拓く「滋賀の未来戦略」を掲げる、新たな基本構想を策定した。

経済や科学技術の分野における一層のグローバル化により、今大学に求められるのは、時代の潮流を見極め、新時代をリードする創造的な教育研究を行うことである。

このような中、滋賀県立大学が公立大学法人として自律性を活かし、ここにしかない魅力を備え、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指して、先進の知識・情報・技術とともに、実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」をそなえた人材の育成を図るべく、滋賀県は次の基本的な目標を定める。

- 「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」という開学当初からのモットーをより一層発展させ、琵琶湖を抱く滋賀ならではの教育研究をさらに進める。
- 時代の流れを先取りし、先駆的・戦略的なものの見方ができる、進取の気性に富む人が育つ大学づくりを進める。
- グローバル化の進展等による国際化の諸問題に対応する新しい時代に向けたモデルとなる大学を目指す。

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

学部および研究科は別表のとおりである。

第2 大学の教育研究等の質向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の質保証・向上に関する目標

○教育目標の明確化

学士課程教育においては、豊かな教養と広い視野を身につけるだけでなく、高度な専門性と融合させることによって、自ら考え行動できる「知と実践力」をそなえた人材を養成する。

○3つの方針の明確化

「入学受入れ方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学位授与方針」の3方針を確立し、教育の質を保証する取り組みを進める。

○大学院教育の充実

学士課程教育とのつながりと大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった高度専門職業人を養成するために大学院教育を充実する。

○教育環境および教育方法の充実

学生の学習や研究活動に必要な教育環境の整備を行う。また、学生の学習意欲を高め、自学自習の取り組みを促すための教育方法の工夫、改善を進める。

○教育力の評価・向上

適正に教育成果を評価し、教育力の向上を図るとともに、教育の質保証に取り組む。

(2) 学生への支援に関する目標

○総合的な学生支援の充実

安心して充実した学生生活が送れるよう、日常的な支援から専門的な支援に至る総合的な学生支援体制を強化する。

○就職支援の充実

社会の変化や学生のニーズに対応して、キャリア教育を充実するとともに、教職協働や同窓会等との連携による就職支援を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

○研究の方向性の明確化

大学が定める4つの戦略的な研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」に重点的に取り組むことなどにより、先進的、創造的な研究成果を創出する。

○研究水準の検証と研究成果の還元

「地域から世界へ」という視点に立ち、国際的な水準となるよう研究分野および

内容を検証するとともに、研究成果については、多様な方法で地域社会のみならず国際社会に向けても発信し、還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究者の育成、支援

組織力を生かした研究者の育成を図るため、学際的、総合的な研究を推進する体制の整備や競争的研究資金の獲得支援など、研究活動をさらに活性化するための環境づくりを進める。

○他機関との連携の推進

県内試験研究機関や国内外の大学との連携を推進し、地域社会を支える研究拠点機能を充実する。

3 社会貢献に関する目標

(1) 産学官連携の推進に関する目標

○産学官連携の推進

地域の産業発展に貢献する大学として、社会のニーズに応えられる産学官連携体制の整備を一層図り、研究内容を充実する。

(2) 地域社会等との連携の推進に関する目標

○地域社会等との連携の推進

地域の自治体やNPOなどとの幅広い連携を強化しながら、地域の発展に貢献するとともに、大学のさらなる活性化につながる活動を展開する。

○生涯学習の拠点づくり

生涯学習の拠点のひとつとしての役割を果たすため、社会人を積極的に受け入れるとともに、学習ニーズに応じた学習プログラムを整備する。

4 国際化に関する目標

(1) 教育研究等の国際化の推進に関する目標

○教育研究の国際化

国際通用性のある教育課程を構築するとともに、教育研究活動の国際化を進め、その成果を国内外へ発信する。また、国際化を推進する体制の整備や教員・事務職員の確保を進める。

(2) 国際交流の推進に関する目標

○国際交流の推進

留学生の受入体制を整備するとともに、学生の海外への派遣を積極的に進める。
また、海外の協定大学等と多様な交流を推進する。

第3 大学経営の改善に関する目標

1 業務運営の改善および効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善等に関する目標

○組織運営の改善

社会の変化に対応して柔軟な教育研究組織の編成・見直しをさらに進め、経営基盤を一層強化し教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。

○人権意識の向上

ハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画を推進するなど、学生・教員・事務職員の人権意識の向上を図る。

(2) 人事制度の改善に関する目標

○人事制度の改善

適正な定員管理のもと優秀な教員・事務職員の確保を行うとともに、各種研修等により事務職員の能力開発を図る。また、教員の業績評価システムの改善を行い、公正かつ適正な処遇を行う。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 財源配分の重点化に関する目標

○財源配分の重点化

経費の節減に努めるとともに、長期的な展望を持ち重点的・戦略的な資金配分を行う。

(2) 健全な財務運営に関する目標

○健全な財務運営

外部資金等自己収入の拡大に努めるとともに、資産の適正な運用管理を進め、健全な財務運営を推進する。

3 自己評価と情報発信に関する目標

(1) 自己点検・評価の実施に関する目標

○自己点検・評価の実施

自己点検・評価を着実に実施するとともに、認証評価等の結果を活用し、大学運営の改善を図る。

(2) 情報公開および広報の充実に関する目標

○情報公開および広報の充実

社会への説明責任を果たすため、教育研究活動や大学運営状況等について、情報の公開を積極的に進める。また、大学の資源を有効に活用するとともに、効果的な広報活動を展開し、大学の認知度を高める。

4 その他業務運営に関する目標

(1) 施設設備の整備・活用に関する目標

○施設設備の整備・活用

環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの対応も含め、施設設備の計画的な改修・整備や活用を進める。

(2) 安全管理体制の充実に関する目標

○安全管理体制の充実

学生・教員・事務職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。

(3) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標

○法令遵守に基づく大学運営の推進

教員・事務職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。

(4) 監査機能の充実に関する目標

○監査機能の充実

内部監査を強化するなど、監査機能の充実を図る。

(別表)

学 部	環境科学部 工学部 人間文化学部 人間看護学部
研 究 科	環境科学研究科 工学研究科 人間文化学研究科 人間看護学研究科